営業雑費用		ガス事業（ガス事業会計規則第12条に規定するガス事業をいう。以下同じ。）に附随して生じた営業上の雑費用
	受注工事費用	
	その他営業雑費用	ガスを使用する場合に用いられる設備（附属設備を含む。）の販売等に係る費用
営業外費用		金融上の費用及び有価証券評価損、不用品売却損その他通常の取引以外の取引によつて発生した費用又は損失
	支払利息	手形割引料及び支払手形割引料負担額を含む。
	社債利息	社債の支払利息（転換社債に対するものを含む。）
	企業債利息	企業債の支払利息
	企業債発行差金償却	繰延資産に計上した企業債発行差金の償却額
	株式交付費償却	株式の交付等に直接要した費用及び繰延資産に計上した株式交付費の償却額
	社債発行費償却	社債の発行に直接要した費用及び繰延資産に計上した社債発行費の償却額
	企業債発行費償却	企業債の発行に直接要した費用及び繰延資産に計上した企業債発行費の償却額
	創立費償却	繰延資産に計上した創立費の償却額
	開業費償却	繰延資産に計上した開業費の償却額
	雑支出	他の営業外費用科目に属さないもの（固定資産売却損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損及びその他特別損失の少額のものを含めることができる。）
特別損失		
	固定資産売却損	
	減損損失	
	災害による損失	
	前期損益修正損	
	その他特別損失	
法人税等		
	法人税	
	地方法人税	
	法人税割	都道府県民税及び市町村民税の法人税割
	事業税	利益に関連する金額を課税標準とするものに限る。
法人税等調整額		税効果会計の適用により計上される当該事業年度に係る法人税及び地方法人税並びに都道府県民税、市町村民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準とするものに限る。）の調整額

収　　益

款	項	備　　考
ガス事業売上高		
	ガス売上	最終保障供給によつて得た収益を含む。
	託送供給収益	託送供給（連結託送供給を除く。）によつて得た収益
	事業者間精算収益	事業者間精算契約によつて得た収益
	受託製造収益	受託製造によつて得た収益
営業雑収益		ガス事業に附随して生じた営業上の雑収益
	受注工事収益	
	その他営業雑収益	ガスを使用する場合に用いられる設備（附属設備を含む。）の販売、設置、運転又は保守並びにガス漏れ警報器の販売又はリースに係るもの、ガスメーター賃貸料、ガスメーター検査料を含む。
営業外収益		金融上の収益及び有価証券売却益、不用品売却益、たな卸差益その他通常の取引以外の取引によつて発生した収益
	受取利息	受取割引料を含む。
	有価証券利息	
	受取配当金	株式の配当金
	雑収入	他の営業外収益科目に属さないもの（固定資産売却益、前期損益修正益及びその他特別利益の少額のものを含めることができる。）
特別利益		
	固定資産売却益	
	前期損益修正益	
	負ののれん発生益	
	その他特別利益	

注

1　勘定科目を分類する場合において、この表に示す科目に計上すべき金額がないことが明らかであるときは、当該科目の設定を省略することができる。

2　この表に示す科目の外、会計整理に必要な範囲において内部整理のための科目を設けることができる。

3　金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の規定により、貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類の提出を要しない会社（以下「金商法適用外会社」という。）、地方公共団体及び法人たる組合にあつては、「投資その他の資産」の科目のうち、投資有価証券、長期貸付金、社内長期貸付金、出資金及びその他投資の款科目を一括して「投資」の款科目を設けて整理することができる。

4　地方公共団体及び法人たる組合にあつては、「株主資本」を「資本」として整理するものとする。

5　金商法適用外会社、地方公共団体及び法人たる組合にあつては、「供給販売費及び一般管理費」の款科目を設け、供給販売費と一般管理費とを併せて整理することができる。

6　厚生福利、修繕、動力、運輸、需要開発、試験研究又は教育に要した費用を費用勘定の項科目別に区分することが適当でない場合は、これらの費用は、この表の項科目の備考にかかわらず、それぞれ、厚生福利費、修繕費、電力料、運賃、需要開発費、試験研究費及び教育費に計上することができる。

7　減価償却費は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく減価償却を行う場合は、その額を区分すること。